

Q 有期契約社員を契約期間中に解雇することは可能か

A

1 民法の規定

民法 628 条は「当事者ガ雇用ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ各当事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得」と規定している。

そこで問題は、「已ムコトヲ得ザル事由」とはどのような場合をいうか、ということになる。例えば、不況による事業の休・廃止により期間途中で労働者を解雇するような場合について、使用者が危険を負担すべき経済事情の変化等は「已ムコトヲ得ザル事由」に該当しないという説もあるが、期間を定めて労働者を雇用したものの、経営見通しを誤って廃業する場合に解雇することを肯定する説のほうが一般的であると思われるので、解雇権の濫用等の特段の事情がない限り解雇は可能と解される。

2 労基法の規定

同法 20 条によれば、使用者が労働者を解雇しようとする場合には少なくとも 30 日前に予告をするか、または 30 日以上平均賃金「解雇予告手当」を支払わなければならないこととされている。

これは、前記民法の規定に基づいて雇用契約を解除しようとする場合についても当然、適用されることになる。

3 損害賠償について

なお、期間の定めがある雇用契約をやむを得ない事由があつて解約する場合には、「其ノ事由ガ当事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生ジタルトキハ相手方ニ対シテ損ガ賠償ノ責ニ任ズ」（民法 628 条但し書き）とされている。

したがって、使用者の過失による事由により解雇するときは、労働者に生じた損害を賠償しなければならない。

この場合の賠償限度額は、得べかりし賃金相当額すなわち契約で定めた期間満了までの賃金相当額と考えられる。